

選挙権年齢の引下げに伴う高校教育

平成27年6月の公職選挙法改正により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、選挙権を有する生徒が在籍することになりました。

学校では、教科「公民」や総合的な学習の時間、ホームルーム活動などを通じて国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用したり、選挙管理委員会と連携し出前講座を実施したりするなどして、政治的教養を育む学習に取り組んでいます。

■ 有権者として求められる資質能力（政治的教養）



- ・課題を多面的・多角的に考え自分なりの考えを作っていく力
- ・自分の考えを主張し、説得する力

- ・民主主義の意義や選挙の仕組みなど、政治や選挙についての理解
- ・社会や経済、国際関係などの分野における政治的課題についての理解

この副教材は、全ての高校生に配布されています

知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら、様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質能力

3 ■ 選挙のルールQ & A ※答えは右下。（ ）は副教材での掲載ページです。

Yes No

1. 17歳の高校3年生は、選挙運動ができない。(p. 95)
2. 公職選挙法に違反したら、20歳未満でも罰せられることがある。(p. 100)
3. どの候補に投票するか、友達や保護者に相談してもよい。(p. 90)
4. 満18歳以上であれば、選挙運動の様子を動画サイトに投稿できる。(p. 98)

■ こんな場合は？

- 投票日の日曜日は学校行事があり、投票に行くのが困難
 - ・理由があって投票日に投票に行くことができない場合は、「期日前投票」制度を利用できます。
- 親元を離れ寄宿舎生活を送っていて、投票日に地元に戻る事が困難
 - ・「不在者投票」制度を利用できます。自宅住所のある選挙管理委員会にお問い合わせください。



積極的に選挙を通じて、課題について調べ、考え、自分なりに判断をし、政治に参加していくことは有権者の権利であり、国家・社会の形成者としての責務といえます。

ぜひ、選挙についてご家庭でも話題に取り上げ、お子さんと話し合ってみてください。

- ◆ 副教材「私たちが拓く日本の未来」は、文部科学省のホームページで閲覧できます。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm
- ◆ 選挙に関する内容は、総務省のホームページにも掲載されています。
http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/index.html



※選挙のルールQ & Aの答えは、全てYes